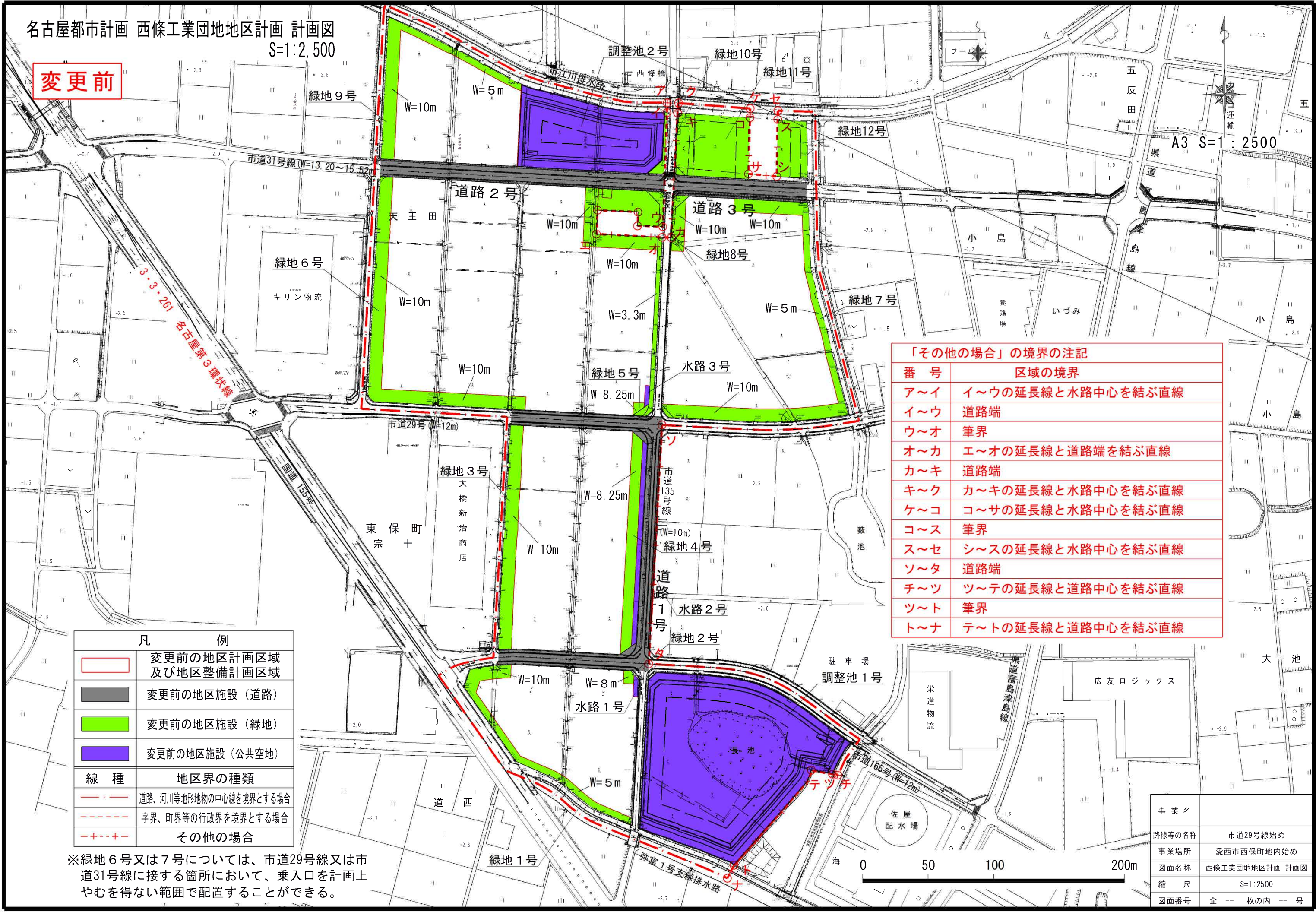


変更前



「その他の場合」の境界の注記	
番 号	区域の境界
ア～イ	イ～ウの延長線と水路中心を結ぶ直線
イ～ウ	道路端
ウ～オ	筆界
オ～カ	エ～オの延長線と道路端を結ぶ直線
カ～キ	道路端
キ～ク	カ～キの延長線と水路中心を結ぶ直線
ケ～コ	コ～サの延長線と水路中心を結ぶ直線
コ～ス	筆界
ス～セ	シ～スの延長線と水路中心を結ぶ直線
ソ～タ	道路端
チ～ツ	ツ～テの延長線と道路中心を結ぶ直線
ツ～ト	筆界
ト～ナ	テ～トの延長線と道路中心を結ぶ直線

凡 例	
	変更前の地区計画区域 及び地区整備計画区域
	変更前の地区施設（道路）
	変更前の地区施設（緑地）
	変更前の地区施設（公共空地）
線 種	地区界の種類
	道路、河川等地形地物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政区界を境界とする場合
	その他の場合

※緑地6号又は7号については、市道29号線又は市道31号線に接する箇所において、乗入口を計画上やむを得ない範囲で配置することができる。

事業名	市道29号線始め
路線等の名称	愛西市西保町地内始め
事業場所	西條工業団地地区計画 計画図
図面名称	S=1:2500
縮 尺	全 一 枚の内 一 号
図面番号	